



令和6年 第3回臨時会

会 議 録

(令和6年5月16日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 3 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（5 月 1 6 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
5 月 1 6 日（木）	本会議		後 1：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第4号、第5号） 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 6 年 5 月 16 日)

令和 6 年枕崎市議会第 3 回臨時会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 5 月 1 6 日 午後 1 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	3 3	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 1 号）	
4	3 4	専決処分の承認を求めることについて	
5	3 5	専決処分の承認を求めることについて	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

5 番 水 野 正 子 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
竈 原 正 二 財政課長
福 永 賢 一 福祉課長
神 浦 正 純 建設課長
平 塚 孝 三 健康課長
松 田 勇 一 市民生活課長
上 園 秀 人 水道課長
田 代 勝 義 監査委員事務局長
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
中 山 俊 吾 総務課行政係長
石 場 博 和 財政課財政係長
白 澤 浩 一 税務課主幹兼課税係長

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
平 田 寿 一 総務課参事
橋 口 和 洋 企画調整課参事
大工園 昭 則 建設課参事
鮫 島 眞 一 税務課長
立 石 秀 和 市民生活課参事
今給黎 仁 水道課参事
水 流 敏 幸 監査委員
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長
大 江 武 史 総務課職員係長
福 元 浩 二 税務課主幹兼管理収納係長
中 村 郁 郎 税務課主幹兼固定資産税係長

午後1時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員11人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、4番上迫正幸議員、9番禰占通男議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算1件及び専決処分の承認を求めることについて2件の計3件であります。

このうち、ただいま上程されました議案第33号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算総額を147億5,080万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、能登半島地震関連経費であります。

これは、令和6年能登半島地震に係る支援として、今月20日から28日までの9日間、石川県輪島市に職員2名を派遣するための経費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 議案第33号令和6年度の補正（第1号）について、能登半島地震の被災地へ本市職員を派遣する経費、この予算が提案されておりますけれども、資料として鹿児島県から県内各市町村長に出されている依頼文書がございます。この県の依頼文書も参考にしながら、幾つかお尋ねをさせていただきます。

まず、職員を派遣するということの基本的なことを整理させていただきますが、今度のこの2名の派遣職員には、まず辞令は出されることになるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○山口太総務課長 今回の本市の職員派遣については、職務命令による短期の職員派遣、公務出張ということでございますので、ただいまお尋ねがありました辞令について発するということはいたしません。

○6番立石幸徳議員 辞令は出されないということですね。

職務命令ということで派遣する、その辺を明確にといいたししょうか、厳正なものとして対応すべきじゃないかと思っておりますので、ちょっとこの点で少し掘り下げることになるかと思うんです。

といいますのは、市長も3月議会で、本市としてもいろんな例えば市長の出身大学との連携、あるいは本年度既にスタートしている南あわじ市との連携、そういった連携というものが今後どんどん進んでいきますと、当然、これ職員派遣っていうお互いの災害の支援、援助、そういう中で職員派遣ということが予想されるわけですね。

派遣する場合にどういう職員の身分といいたししょうか、しっかりした位置づけをされて、お互いが職員の派遣をするのか、そのことにも関わってきますので、まず職員が服務として、これは地方公務員法の第35条で、公務員は職務に専念する義務があるわけですね。

本来の専念する職務と違ったといいたししょうか、変わったことをする場合は、専念する職務の義務を免除するということがなされないといけないわけですね。

しかし、今回は職務命令で派遣するという説明ですけれども、本市の職務に専念する義務の免除、この特例を条例として参照しますと、第2条で研修を受ける場合、それから厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3番目に、前2号、つまり研修、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その2号に規定する場合を除く外市長が定める場合という本市の条例規定になっているんですね。

しかしながら、この市長が定める場合という定めはどこにあるんですか。

○山口太総務課長 ただいま職務に専念する義務免除の特例に関する条例あるいは規則についてのお尋ねをいただきました。

本市においては、条例の内容はただいま御紹介があったとおりでございますけれども、いわゆる、ただいまおっしゃったその市長が定める場合ということについて、本市において規則は整備されておられません。

その都度、職務に専念する義務の免除を承認する形という、そのような対応を行っているところでございます。

○6番立石幸徳議員 実におかしな答弁ですね。

条例上は、その職務専念義務を解除する項目をきちっとうたってあって、その3項に市長が定める場合も免除できますよという条例になっているけど、市長が定める場合は、規則を整備していないということでしょう。

私はこの件について、他市の例規集も参照しましたが、他市はしっかりと規則が整備されているんですね。

こういうことになりますとね、後でまた触れますけれども、この県の資料でもですよ、最後の8番目にその他留意事項と、土日祝日も勤務になりますと、派遣先では休みはありませんと、超過勤務も発生しますよと、こういうものに我が市の派遣された職員がどういう形でしっかりした対応になるのかというのは、非常に不安ですね。

規則が整備されていないということは、いち早く職務専念義務に関する条例に基づいて規則整備をすべきだと思うんですが、これは市長に端的に聞いておきたいと思います。

○山口太総務課長 私からお答えさせていただきます。

先ほどから御紹介いただいておりますとおり、本市におきましては、枕崎市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例におきまして、いわゆる研修を受ける場合、例えば職員が人間ドックを受診する場合などの厚生に関する計画の実施に参加する場合、そして、ただいまございまし

たこれらを除く外市長が定める場合には、任命権者またはその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができるという規定はありますけれども、本市ではこの市長が定める場合に関する規則が整備されておらず、例えば代表的なことで御紹介申し上げますと、勤務時間中における火災発生の場合などに、消防団員である職員が消防団活動に従事する場合がありますとか、そのようなことが規則で制定されるべき事項かと考えております。

そのほか、他の地方公共団体においては、この規則の中に、ただいま申し上げた消防団活動に従事する場合のほか、他の地方公共団体に職員を派遣する場合とか、あるいは職員が報酬を得ないで災害支援等のボランティア活動に従事する場合といった規定を規則で定めているところもあります。

今回の職員派遣については、先ほど申し上げたとおり職務命令ということでございますけれども、ただいま議員から御指摘、御提案いただきましたので、本市においても他の団体の規則の内容についても参考にしながら、職務に専念する義務の免除を承認する場合についてのいわゆる代表的な事項と申しますか、具体的な事項を規則で定めていくと、そのような方向で対応してまいりたいと考えております。

○6番立石幸徳議員 最初答弁がありましたように、今度の派遣は職務専念義務を解除して派遣するのではなくて、職務命令として派遣をするということですので、直接専念する義務の免除というものとは関係はございませんけど、今後のいろんな本市のこういった職員派遣とかいうようなものに関わるものについて、大いに関係することだと思いますのでね。

例えば、他市のこの関係の規則を見ますと、職務専念義務の免除の申請の理由、業務の内容、期間、従事する場所、上司の意見ですね、そういったものをきちっと備えて職務専念義務を解除するという様式までできていますので、本市もこの辺はもう長い長い行政の歴史の中で、なぜこのようなことになっているのか、私どもも非常におかしく感じますので、早急な対応をしていただきたいと思います。

そこで、派遣先での業務、本市職員の在り方の中で、まず県の資料によりますと、経費の面から言いますと、費用の負担は派遣元での負担になりますと、つまり枕崎市ですね。これは特別交付税措置がありますという説明です。

その下に、土日祝日、超過勤務が発生することがありますというのですが、土日祝日に働いて、6番目の県の資料を見ると、宿泊先から勤務地まで片道3時間ぐらいかかるっていうんでしょう。往復で6時間ですよ。これは金沢市から派遣地が輪島市ですからね。当然、これはもう超過勤務が発生することがありますどころかも発生しますよ。この超過勤務はどういう形で算定するんですか。

○山口太総務課長 ただいまお尋ねをいただきましたけれども、確かに勤務地まで3時間程度の移動時間がかかるということで、時間外勤務が発生するということになるろうかと思えます。

今回の予算では、時間外勤務手当について予算措置はしておりませんが、勤務地での勤務の記録ですか、そういったものを得てこちらの既定予算の中でお支払いしていく、そういう形を取ることを考えております。

○6番立石幸徳議員 超過勤務の時間数といいたいでしょうか、その辺の認定といいたいでしょうかね、これはどういう形でなされるんですかね。

○山口太総務課長 先ほど記録と申し上げましたけれども、勤務地でのそういう時間数についての勤務の証明ですか、そういったものを得てその時間分の手当を支給する、そういった形を取ろうと考えております。

○6番立石幸徳議員 それから派遣先での業務内容といいたいでしょうか、どういったお手伝いをされるのか。

県の資料では、住家被害認定調査の2次調査という形で出されているんですが、本市の資料で

は、住宅被害認定調査の2次調査ということで、1次調査において、その判定結果と実際の被害状況に相違があると申出を受けた場合に、申出者立会いの下、より詳細な調査を実施するものです。

ただ、ここでお尋ねしたいのは、1次調査の判定ですね、判定と実際の被害に申出人が、これは違うんじゃないかということを出した部分を本市職員が申出者立会いで、より詳細な調査をするということでしょう。最終的に本市職員は判定結果を出すんですか。どういう作業をされるんですか。

○平田寿一総務課参事 第1次調査は、外観目視で調査をされます。

今議員が言われましたように、実情とこの判定結果が違うのではないかと申出があった方に対して行う調査が2次調査になります。

1次調査が外観目視調査であったのに加えて、その建物の中まで詳細に見て、本人の立会いの下、説明しながら見て、基準に従って調査をしていくということになります。

この調査を行うときには、班をつくって3名から4名で、その1軒の家を調査いたします。その中で、調査をして、それを持ち帰って、そしてまた協議をして、その班の中で判定結果を出す形になっております。

○6番立石幸徳議員 聞き取れない部分もあったんですけどね。

私が細かいことを突っ込んで聞くのは、先日、これは5月4日付の南日本新聞の能登半島地震と鹿児島という記事の中で、指宿市の職員が派遣をされたと。そして、派遣された職員のコメントが出ているんですよ。

そこに私は非常にある意味でショックだったんですけど、指宿の職員の方が言われるには、下水や排水なんかの浄化槽関係もいろいろまだきちっとされていないということで、被災者の方が、修理に来たのじゃないのかと落胆されたのは非常に辛かったというコメントが出ていますよ。

私がこの記事を見て推測するに、指宿市の職員は、修理じゃなくて調査に行った。けども、現地の方は修理に来てくれたものだと思って、修理に来たのじゃないのかと。この表現からいうと、ある意味で怒りを持って言われたんじゃないかと思うんですが、そのことに非常に指宿市の職員は落胆したと。

それからもう一人の職員は、石川県のある町ですね、町や国の書類が一致しておらず、照合作業にも忙殺されたと。

つまり、こんなことを私が紹介するのは、本市の職員が2名派遣されて、本当に現地の方々に助かったと、皆さんが来て本当にありがたいことであつたと喜ばれるような形で行っていただきたいと思うからですね。行ったけれども、ある市職員は、落胆されたのは辛かったと言っているわけでしょう。

こういったことのないように、事前の準備といいましょうか、その辺のことをしっかりやっていただきたいと、これは要望しておきます。

それからもう一点、何で県の救援の日程もですよ、もう非常に15回にわたって10名ずつと。しかし、報道では、実に未登記の部分が多いので、この名義の人が2代も3代も前の人の名義になっていて、その辺が、復興をするための大きな障害になっているということもあるんですけれども、最後に聞きたいのは、この現地にどういう作業で出向いて、本市職員が本当にそのことが意義を持つのかどうか、そのことをどのように認識されているのか最後にお尋ねをしておきます。

○平田寿一総務課参事 今回、住家被害認定の2次調査に当たるわけですが、この調査ができることによって、被災者の罹災証明が発行されることになります。そしてまた、罹災証明を基に、被災者生活再建支援金とか、いろんな制度を活用して支援を受けることができます。

罹災証明をできるだけ早く発行するためにも、こういった業務をなるべく早く進めて解決していく、そのために職員が応援に行くわけですので、十分そういった意義はあると考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○9 番 瀬 占 通 男 議 員 私もこの議案33号、先ほど質疑がありましたように、この資料に基づいて先ほどの質疑で漏れた部分を確認のため、質疑します。

先ほどありましたこの派遣職員の現場への移動が往復6時間、8時間労働としたらほとんど2時間程度になるんですけど、これはその1日の実働を何時間ぐらいに見ているんですか。この資料によると、本当に2時間しかないんだけど、2時間で何ができるのかということだけど、どうなんですか。

○平田寿一総務課参事 宿泊する施設を金沢市に取ってありますので、そこしかありませんでしたので、その宿泊地から輪島市まで約3時間かかるということです。

朝5時30分にホテルを出て、8時過ぎですかね、輪島市役所に到着して、打合せをした後、8時半から業務に入ります。被災されたところを移動するので移動時間も結構かかるんですけども、大体1軒当たり1時間30分を想定して、1日に3軒調査をする予定になっております。役所に帰ってくるのが午後4時ぐらい。それから、パソコンに調査結果を入力、そしてまた今日の判定についてみんなで確認をする。そういった作業をしていきます。

建物が倉庫とか簡易な造りのものであれば、調査も早くできるんですけども、建物によっては二階建て、三階建て、あるいはアパート、そういったものになると、結構、調査の時間もかかるということで、超過勤務が出たりすることがあるそうです。

宿舎からの移動には、鹿児島県が借り上げたバスで移動をしますので、皆さん行動は一緒です。ある班の作業が終わらないときは総出で手伝いをして、大体6時から6時半ぐらいには輪島市役所を出発するというような日程になっているようです。

○9 番 瀬 占 通 男 議 員 熊本地震の場合は、私は派遣の職員というか、警察、自衛隊、その部分は見えていなかったんですけど、東日本のときは私が行ったときは夏場だったんだけど、警察車両、自衛隊車両は朝5時頃からもう動いてですね、帰りは帰りてまた5時過ぎにはもうあの人たちも移動していたんだけど。

結局、東日本の場合はもうほとんど海岸べたが全部やられて宿泊するところがないと。そして、山手のほうの空いているところをほとんど使っていたのでそういうことになったんだろうと思いますけど、時間がかかるというと、最初の二、三日はいいんだろうけど、最後のまた二、三日ね、もう相当な疲労が蓄積されると思うんですよね。

そしてまたもう一点必要なのが食事ですよね。朝は出るときに何とか食事を取って行って帰ってきてても食事があると思うんですけど、昼食はどうなるんですか、自分たちで確保するんですか、向こうはちゃんと準備とかはなさるのか、その点はどうですか。

○平田寿一総務課参事 食事については、基本、自分たちで準備をするんですけども、詰所というか市役所の中には、パン、おにぎり、お弁当、飲物、そういったものがケータリングとして準備してあります。

また、朝は5時半に出発をするので、ホテルの朝食は取ることができませんので、前日にコンビニとか、あるいはケータリングのものを持ち帰って、朝御飯で食べているようです。

○9 番 瀬 占 通 男 議 員 もう一点ですね、3月議会は防災について質問したんですけど、その中でうちの職員の中からも熊本地震は大変だったと、派遣で行った方はね。

本当に災害はいつ起こるか分からない、またこういうふうには要請が来る、要請に従わないっていうか、本当に簡単に行って簡単に帰ってこられたらお互いの共存共栄ということですので、こういう場合のですよ、今、町なかもキャンピングカーがしょっちゅう走行しているのを目にするんですけど、持っている方に業務提携じゃないけど、そういった考え等はないんですかね。

ですから、移動に時間がかかったら結局心身的にも疲れるし、だったら無償提供じゃないけど、

車両、ここには自分でする場合は実費でと県の指摘もありますけど、そういった場合、いろんな業務提携何だかんだでまたそういう可能なものを賃貸するとか、そういうことも必要じゃないんですか。もういつ起こるか分かりませんよ。

またこれからもいろんなところから派遣の要請が来る、派遣というか行って手助けする部分もあるわけでしょう、どうなんですか。また庁舎ではそういう議題とかにはならないんですかね。

○本田親行副市長 今回の派遣につきましては、総務省が構築しました応急対策職員派遣制度という制度の下で派遣を行うわけですが、この制度につきましては、被災地の都道府県内の地方公共団体による応援の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対策業務を実施できない規模の災害が発生した場合、震度6以上という定義になっておりますけども、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組みでございます。

これにつきましては、原則といたしまして、指定都道府県または指定都市を原則として、1対1で被災地を支援していこうというものでございます。

その際、都道府県が支援を行う場合には、都道府県内の市町村も一体となって支援する仕組みでございますけども、今回、熊本もそうですけども、県と一緒にって一体的に取り組みます。

しかしながら、最初、6番議員からもありましたとおり、市独自の支援といいますか、協定等で支援を行う、あるいはボランティアなど支援する場合も考えられますので、そういった必要性については、今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

○9番禰占通男議員 それとですね、先ほどもちょっとあったんですけど、この県の要請に対して資格は問わないと。うちはこの建設課の建築士が1名、それとあと危機管理対策係が1名となっておりますけど、うちの場合は、建築物に詳しい人がついていくということで安心があるんですけど、このほかの市町村の場合はどうだったんですか。

県によると資格は不要ですと、一応その判定は参事からもありましたように三、四人のチームを組んでいくっていうから、資格がなくても大丈夫だとは思いますが、ほかの市町村の状況というのはどうだったんですかね。派遣した人の建築関係とか災害のそういった面に対しては。

○平田寿一総務課参事 全ての市町村に聞いたわけではございませんが、幾つかの市の情報ですけれども、うちと同じように建築士、建築の資格を持った職員と危機管理対策係の職員が行くとか、あとは募集要項の中にもありますように、資格は問わないということで、随時こういった調査にこういうものが必要で、こういった形で調査をしますという形でマニュアルも来ておりますので、それを読みながら対応をしている状況であります。

○本田親行副市長 今回の派遣の対象者の検討につきましては、市長以下、庁内で協議をして決定したわけですが、最初6番議員からありましたように、支援に行く以上は、被災地からの支援に実質的になるような支援が好ましいんじゃないかということで、業務内容が認定調査の2次調査でございましたので、専門家が好ましいんじゃないかと。

また、被災担当の係からも派遣して、今後の支援とか本市で災害が発生した場合にも役立つんじゃないかというようなことを検討しまして、業務の都合を建設課のほうにも調整してもらって、建設課建築係の建築士、それから総務課危機管理対策係の係長を派遣するという形で決定したところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○8番眞茅弘美議員 資料を頂いています職員派遣の概要の中の2番目、派遣日が令和6年5月20日から28日までの9日間となっておりますが、実際業務に当たるのは21日からなんですか。出発はいつになるんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 実際に業務に当たるのは、21日から27日までの7日間になります。その前後1日は、移動日ということで業務は入ってないところです。

○8番眞茅弘美議員 分かりました。しっかり計画されての派遣要請だと思うんですけども、延

長っていうのはもうないんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 資料にもありますとおり、15班に分けて派遣をする計画ができております。そしてまた、今回の鹿児島県としての対口支援、職員の派遣というのが5月末で完了するというようになっておりますので、今のところ延長の予定はございません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○11番橋口洋一議員 関連になるんですけれども、判定のために派遣されるということで、向こうのほうで、派遣して2次調査を行うと、そういった手順というのは先ほどマニュアルがありますとお話がありました。

災害というのは、本市においても発生する可能性っていうのはあるところですけども、そういった判定は統一的な手順とかがあるのではないかなと思うんですが、本市においては、そういった手順の確認とか、そういったものっていうのは行われているところでしょうか、災害が起こったときに。

○平田寿一総務課参事 今議員が言われましたように、この判定基準はもう全国統一の基準でありまして、今回もそのような形で判定をしていくわけですけども、本市において、今、そういった大規模な災害が起きたときに、そのような調査をすぐできるかといえば、まだちょっとそこが準備不足の部分がありますので、そういったところも今後整理をしていきたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 分かりました。本市においても、災害が起こったときには主体的に動かないといけないという事態になると思われまますので、そこについては、また対応方、検討いただければと思います。

あともう一つですけども、財源として繰越金50万円の増で措置しました。すみません、不勉強で、ちょっとこの繰越金の増という、そういう手続っていうか、処理が分かりませんでした。御説明いただければと思います。

○籠原正二財政課長 今回の補正予算におきまして、歳出予算50万円ということです。その財源ということで繰越金を50万円増やすという形の予算措置となっておりますが、当初予算におきまして、繰越金につきましては4,745万円ということで計上してございます。

当初予算時におきましては、繰越金ですので令和5年度の剰余金がどの程度あるかというものはもちろん未確定でございます。

その中で、例年の繰越金の状況等を踏まえながら、当初予算の歳出を計上する中で、歳入をそこに財源を手当てしていく中で、不足分ということで繰越金を一定程度活用していくと。

それが、本市の場合おおよそ当初予算におきましては5,000万円程度を目安にしてございますけれども、そういうことになります。

一方で、先ほど申し上げました繰越金の剰余金、令和5年の剰余金につきましては、大体6月に、5月の出納閉鎖によりまして確定するわけですけども、額につきましては今、おおよそ試算を行っております。

おおよそ6億円を超える程度が繰越金として、今のところ決算剰余金として確保できるのではないかなということですので、留保が実質収支の半分は繰越金として財政運営に活用できますので、その分につきましては、留保分があるということを見込みまして、今回の50万円の繰越金を出したという形になっております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号及び第5号の2件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案2件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第34号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、定額による令和6年度分の個人住民税の特別税額控除が実施されること及び令和6年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整がなされること等に伴い、枕崎市税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の、議案第35号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げがなされたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 この専決の関係では、専決議案と同時に税務課から資料が出されていますが、一応資料も目を通していただきましたけど、その要点といいましょうか、概略、担当課のほうで税務課の資料に基づいて要点をまず説明をいただきたいと思います。

○鮫島眞一税務課長 今回の枕崎市税条例の一部を改正する条例の主な内容を専決第1号の部分になりますが、御説明をいたします。

大きく4つほどに分かれます。

まず1点につきましては、第51条、第71条、第139条の3になりますが、職権による減免を可能とする規定の追加になります。

市民税の減免、固定資産税の減免、特別土地保有税の減免という内容になります。

もう一つにつきましては、附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例になります。

こちらの部分につきましては、令和6年能登半島地震災害により、資産について受けた損失の金額について、選択により、令和5年において生じた損失の金額とする規定の新設でございます。

もう一点は、附則第7条の5以降になります。

こちらにつきましては、令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除の実施となります。

もう一点につきましては、固定資産税関係になりまして、附則第10条の2以降になります。

こちらの部分につきましては、固定資産税の新築住宅に対する減額措置や、土地の負担水準等につきましての令和5年度に終了した部分の令和6年度評価替えに伴う延長措置の部分になります。主立った内容については以上になります。

もう一点、専決第2号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容の部分になりますが、こちらは昨年度、令和5年度も同様な改正をさせていただきましたが、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び低所得者の減額措置に係る国民健康保険税の減額、軽減判定所得の基準額の見直しとなっております。

○6番立石幸徳議員 4つぐらいの大きな今回の改正になるという説明でございますので、この最初の市税条例第51条、71条、139条の3ですね、これは市民税の減免の適用を受けようとする者は、申請書を提出しなければならないとするその規定に、また、別に市長が認める場合といましようか、市長のほうで減免に該当するということが明らかである場合はこの限りでないというこの部分が51条、71条、139条の3につけ加わっているわけですね。

これは、1月1日の能登半島地震を受けて、そういった市長の裁量で減免ができるような措置が加わってきたんだと思うんですけども、通常といましようか、この税制改正は、年末の12月下旬に税制改正というのがなされて、そして、翌年度の地方税も含め、国税も含め、税制改正というのが出てくるんですけどね。

この地震が起きた後、本年に入ってからこの税制改正に、今市長の裁量で減免ができるようになったというこの経過についてはどのように我々は考えればいいんですかね。その点について説明をいただきたいと思います。

○鮫島眞一税務課長 確かに議員のおっしゃるとおり、通常であれば、与党税調、政府税調の中で、税制改正大綱のほうが出てまいりまして、それを基に改正がされるというような流れになるうかと思ひます。

今回の部分につきましては、近年、日本国内で様々な災害も多発している状況にあらうかと思ひます。

これまでにつきましても、大規模災害があった際には、被災地において災害減免の適用があることが明らかな場合においても、減免の適用を受けようとする者は、申請書を提出しなければならないという規定により、減免を適用できずに被災者、税務当局双方に負担が生じていた事実がござひます。

今般の能登半島地震の発生も踏まえまして、被災前の備えとして、災害時における減免を念頭に、あらかじめ職権による減免を可能とする職権減免を、国で地方税法改正という形で規定をしたものと考えております。

以上のことから、やはり能登半島地震が発生しまして、国でこの改正を行ったというふうに私どもでは考えております。

それと、今回の改正につきましては、市町村長が必要と認める場合に限って、申請なしに減免を適用することもできるという趣旨のものでありまして、減免を受けたいものは申告をするという原則には変わりはありませんので、大規模災害等で特別な場合に、この部分の適用を行うというふうに考えております。

○6番立石幸徳議員 これまでいろんな大災害のときですね、減免をできずに終わったといま

しょうか、減免されるべきことが申請書が出なかったので減免できなかったというその事実は、非常に私は重いと思うんですけどもね。

ただ、逆に市長が、申告もないのにといいいましょ、減免をどういう形で実際に実施するか、つまり申請書も上がってこないのに、市長のほうから減免しますよと、事実関係の認定といいましょかね、これは実際上はどういう形でなされるんですか。

つまり、納期限の6日前に今までは納期限前7日までに申請書を出していたわけですね、現行は。

これが、市長がいつそういう減免すべきであるという具体的事実を認定して、それを実施しましたという、客観的なデータといいましょかね、そういうものは何か記録として残ってくるんですかね。

○鮫島眞一税務課長 今回の改正が専決事項での改正ということで、今後の運用という形になってくるかと思います。

本市においては、これまで申請書の提出がなかなか厳しいというような大規模災害は、幸いにも起きておりませんで、災害時の減免につきましては、当事者の方への御連絡、もしくはこちらから出向いて申請書等を頂いて、減免申請を頂いてきている事実はございます。

今後は、4月からそういうような運用をするということで、具体的な事例等につきましてはまだ総務省からも出ておりませんので、近隣のほかの団体の運用方法等も、今後、調査研究等を行って、どのような形が一番住民の方にとって利便性がいいのか、または、市役所、行政的にも事務が煩雑にならないのかというところは研究をしていきたいと考えております。

○6番石幸徳議員 この点は要望をしておきますけど、実際、担当課で乱用をするということはある得ないと思うんですけども、ただ結果として、実際そういう書類というか、申告する場合は申請書がそこに残るわけですけどもね。こういう申請書を出さんでもできるんですよというものが、条例上規定されますと、これは一体どういうものをいつ減免したのという、そういうものはしっかり説明できるような形にはしとっていただきたいと思います。

それから、今度の改正の中で一番大きな部分になる附則第7条の5、つまり特別減税の関係ですよね。これは当初予算の審査の際にもいろいろお尋ねしているんですけど、こういうしっかりとしたその条例という形で出てまいりましたので、まず、特別減税の内容ですね、国税も含めてですね、これはどういう減税になるのか。住民税1万円、所得税3万円ということは聞いていますが、もうちょっと担当課で具体的にこれを6月から実施する、もう来月ですのでね、しっかりとした取組をしなきゃならないと思いますので、この特別減税のやり方について、できるだけ簡明に説明をいただきたいと思います。

○鮫島眞一税務課長 特別税額控除につきましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施することとされました。

そのうち、個人住民税につきましては、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税、令和6年分所得税につきましては、3万円の減税を行うこととする措置が講じられているところでございます。

具体的には、納税義務者の所得割の額から特別控除の額を控除することとなります。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得が1,805万円以下である場合に限られております。

特別税額控除の額につきましては、本人住民税の場合は1万円、先ほど申し上げました所得税の場合は3万円になります。控除対象配偶者または扶養親族、国外居住者は除くこととされております。1人につき、同様に住民税は1万円、所得税は3万円となっております。

実施方法としましては、給与所得に係る特別徴収の場合、令和6年6月に給与の支払いをする際は、特別徴収を行わず、特別税額の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで毎月徴収することとなります。

次に、公的年金等に係る所得に係る特別徴収、いわゆる年金天引きの方になりますが、令和6年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等について、特別徴収をされるべき個人住民税の額から特別税額控除の額に相当する金額を控除することとなります。

以後、令和6年度中に特別徴収される各月分の特別徴収から、順次、控除することとなります。そして3番目に、普通徴収の場合になります。

こちらにつきましては、第1期分の納付額から、特別税額特別控除の額に相当する金額を控除することとなります。控除し切れない部分の額につきましては、第2期分以後の納付額から、順次、控除することとなります。

○6番立石幸徳議員 最後に税務課長の説明にあったこの控除、つまり定額減税し切れない、あるいは控除し切れなかった分の対応、これをもう少し明確に、つまり今までの説明では、いろんな資料が出ているんですけどね。3月に財務省が出した資料では、低額減税し切れないと見込まれるおおむねの額を給付すると、これ財務省の資料なんですね。

今、税務課長が言われた、順次、控除し切れないものへの対応の説明を、もう少しいただきたいと思います。

そして、住民税はもちろん枕崎市に関わる部分ですが、所得税の関係もどういふふうになっていくのか、これも併せて教えていただきたいと思います。

○鮫島眞一税務課長 先ほど申し上げました、順次、控除するという部分につきましては、個人住民税の定額控除の部分の御説明になります。

先ほど、議員から控除し切れなかった部分についての取扱いについての御質問がありました。

確かに、扶養親族の人数と税額の部分の関係で、個人住民税から控除し切れない方は、相当数いらっしゃると思います。

その部分につきましては、定額減税補足給付金の調整給付というような制度において、控除し切れなかった方については給付を行うというような制度設計がされているところでございます。

一方、所得税につきましては、地方税ではなくて、所得税法の範疇にはなろうかと思いますが、まず、所得税の部分の定額減税の概要につきましては、定額減税の対象となる方につきましては、市民税と同様な内容になっております。

定額減税額につきましては、先ほど申し上げました対象者については同様な内容で、額については3万円と、先ほど申し上げました金額になります。

控除の部分につきましては、所得税を納める方、一般的には給与所得者の方で、月々の給与所得から所得税が源泉徴収される方が一般的に多いかと思いますが、その方につきましては、6月分の支給される給与から、定額減税額について控除をしていくというような形になります。

もう一点、給与所得でない自営業者等の方については、確定申告を行う形になるかと思いますが、確定申告の際、定額減税額を控除して申告を行うというような制度になると聞いております。

○6番立石幸徳議員 そうしますと、その給付の在り方というものについては、何か本市市民の納税者に何らかの説明といたしましょうか、税務当局から説明書なり何らかのお知らせが出ると、こういうふうに考えとっていいんですか。

そして、その給付は、市民税あるいはその所得税合わせて、市を通じて給付がなされていくと、こういう理解でいいんですかね。

○鮫島眞一税務課長 調整給付の対象となる方への御案内、お知らせにつきましては、まず個人住民税は6月1日が賦課の期日になりますので、現在、6月個人住民税の発送に向けて、賦課準

備を進めているところでございます。

そちらが一旦終了した後に、調整給付の方については、広報紙やお知らせ版等で制度について御案内をしたいと考えております。

具体的には、当然予算を伴う内容になりますので、早ければ6月定例会の議会で御審議していただくような形で準備を進めているところでございます。

6月の定例会で御審議いただいた後に、個別の通知を行うというようなスケジュールで現在のところは考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 最後に、今度は国保税の関係で、これも税務課が出された資料の最後の15ページに、これまでの限度額の推移という形で資料が出ているんですけど、この中で1点だけお尋ねをしたいのは、今回の専決では、当然、後期分についての限度額引上げなんですけども、介護分の限度額について、ここずっと平成28年度あたりから据置きと。

ただ1回、令和2年度に1万円の限度額を上げておりますけど、それ以降もずっとこの介護分の限度額引上げっていうのは、ここ10年近く据置きになっているんですね。

この理由といいましょうか、この介護分が限度額引上げを据え置くのはどういったことが考えられるんですかね、最後にお尋ねをいたします。

○鮫島眞一税務課長 国民健康保険税の課税賦課限度額につきましては、毎年10月頃開催される国の社会保障審議会医療保険部会で説明、決定が行われているところでございます。

有識者の方々へ内容説明、御意見をいただいた上で、国として決定をしていくという手順で進められております。

国における賦課限度額の引上げの考え方としましては、被用者保険によるルールが法定化されていることから、被用者保険とのバランスを考慮して、段階的に引き上げることとされているというふうに理解をしております。

国民健康保険税の賦課限度額の基礎的な事項については、社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じて公平であることが必要であります、受益との関係におきまして、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、一定の限度額が設けられていることとなっております。

議員の御質問の介護部分の上限賦課限度額の変更の理由としましては、ここではお答えすることができないんですけれども、国の制度政策の中で、必要に応じて変更されると考えているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○9番瀬古通男議員 先ほどの定額減税の部分ですけども、1回で所得に応じて減税し切れない場合ですよ、今、課長もおっしゃったように広報等でのお知らせということですか、個人個人に通知とかそういうのは考えてないんですか、減税し切れない部分っていうのは。

○鮫島眞一税務課長 減税し切れない方への調整給付につきましては、制度内容につきまして、広報紙やお知らせ版等で、ホームページも含めて、まず制度について皆様に周知をしたいと考えています。

その後、具体的に対象と思われる方につきましては、まだ決定ではありませんが、個別に確認書なりを送付して手続をしていただくという2段の方式を考えているところでございます。

○9番瀬古通男議員 今、課長からそういうふうに答弁してもらったんですけど、一つ確認です。

今回の所得税について、いろんな中から国税ということで、計算のやり方とか、もろもろが物すごく複雑だと。それで今、デジタル庁が算定ツールを開発して使わせるというのも新聞等にあったんですけど、うちとしてはその算定を手作業でしたのか、そういったツールを使っていたのか、その辺はどうなんですか。

○鮫島眞一税務課長 議員から今質問がありましたが、おっしゃるとおり、確かにデジタル庁で

算定ツールの開発を行っております。

5月末をめどに算定ツールは各希望した市町村に配付されると通知をいただいております。

ただ、時系列で申し上げますと、当初予算を組む際に、まずはその定額減税額が幾らになるのか、そして、その後、調整給付を受けるための算定をするために、実際、控除し切れない方が何名いて、金額がおおよそどれくらいになるのかという、大まかなめどをつける必要がございますので、その算定ツールの到着を待っている場合ですと、やはり業務に遅れがありますので、こちらの持ち合わせている課税内容を基に算定を進めているところでございます。

近日中に、算定ツールがデジタル庁から届くという連絡をいただいておりますので、そちらの算定ツールが届きましたら、私どもの現在進めている算定額、人数がどうなのかという部分もありますので、そちらも当然、利用して、チェックと申し上げますか、金額の精査を進めていきたいと考えているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○7番豊留榮子議員 昨年からずっと国保税が引き上げられてきているんですけども、これは、ずっと気になっていたことですが、市長が昨年言われたのは、この制度を維持していくために、国に対して要望は続けていくってことを言われたんですよね。

その後1年たったんですけども、この制度をきちっとしていくための国の答弁というのはありましたか、国はどういう状況なのか。

○前田祝成市長 要望は引き続き続いているわけですけども、それに対する個別の回答という形ではなくて、制度改正等を通じて、実際どうなっているかっていうような形の、ある面回答なのかなというふうに認識してございます。

○7番豊留榮子議員 それはきちっとした要望じゃないんですね。市としての要望ではなく、県で上げた要望ということになるんですか。この制度をきちっと続けていってほしいという国保を守っていくための要望ですよね。

○前田祝成市長 要望自体としては、市としてのということではなくて、市長会等を通じてということで認識してございます。

○7番豊留榮子議員 このままいくとずっと繰り返し繰り返しみたいになってくると思うんですよね。県も大事、国も大事なんですが、市としても、これ独自に国民健康保険制度、これがなくなるととても大変なことになりますよね。

これを維持していくためには、市民の負担も少なくして、何でもかんでも市民に納めなさいってことじゃなくて、市としてもうちちょっと何かこう考えるってことはできないんでしょうか。

○前田祝成市長 国保制度については、全国市長会、県の市長会、九州市長会等を通じて要望を上げているわけで、そこは当然、そこに参加している我々市としての考え方というのも反映されていると認識してございますので、独自に市として何か要望を上げていくということについては、現状では考えておりません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第4号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第34号は、承認することに決定されました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第3回臨時会を閉会いたします。

午後2時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 上 迫 正 幸

枕崎市議会議員 禰 占 通 男